

# 横浜市立今井小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 策定

平成 30 年 2 月 28 日 改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわりの合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

○いじめ防止対策委員会を設置する。構成委員は次のようにする。

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、担任、学年主任

○教務会、職員会議、打ち合わせ等においても事案に応じた対応協議を行う。

○いじめの状況により必要に応じて、学校カウンセラーをはじめ、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

## (2) 委員会の運営

- いじめ防止対策委員会を、月1回以上、定期的に開催する。
- いじめの疑いがある段階で、直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。その際は組織の構成員をもととし、事案にかかわる他職員も参加する。
- 校長等責任者は、学校として組織的に基本対応を決定する。担当は会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## (3) 委員会の活動内容

- 未然防止
  - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
  - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- 早期発見・事案対処
  - ・いじめの相談、通報の窓口を設置し、児童支援専任が担当する。
  - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
  - ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
  - ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 取組の検証
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正する。
  - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
  - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

# 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

## (1) いじめの未然防止

- 学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、単元計画策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感のもてる教育活動を実施する。
- たてわり活動や今リンピック、登校班での登校など異学年集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識をもてるようにする。
- 6年生がリーダーとして学んできたことを4・5年生に伝えるバトンタッチの会では、6年生がバトンを渡し、また、そのバトンをしっかりと引き継げるよう多くの職員でその活動を見守り、認め、ほめていく。高学年が認められ、自己有用感が高いと高学年から低学年への見守りも確実なものになるため、高学年の児童を中心に育てるようにする。
- 教職員は具体的事例、事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、

課題解決のための指導力向上を目指す。

## (2) いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員集団としての責務を自覚し、全教職員の情報共有体制を構築する。
- いじめ相談担当窓口は児童支援専任とする。
- 共同授業研究、共同教材研究により教職員集団として、一人ひとりの児童の状況を把握するようにする。
- 児童会を中心に話し合い活動を充実し、安心して何でも言える学校の雰囲気づくりに取り組み、風通しの良い教職員と子ども、子ども同士の人間関係を醸成し、児童の変化を把握するようにする。
- 年2回のいじめ・生活アンケートと YP アセスメントシートを行い、子どもの人間関係を把握して適切な支援を行う。
- 年2回の定期的な保護者面談を行い、いじめの早期発見に努めてその解決を図る。
- インターネットを通じたいじめの防止に向けて、関係機関専門家を講師として招請し、情報教育モラルの向上を図る。
- 児童及び保護者からのいじめの疑いがあるような訴えや連絡等があった場合は、教職員による聞き取りを行い、これに基づき、いじめ防止委員会で対処する。

## (3) いじめ（疑いを含む）に対する措置

- いじめ防止対策委員会により、加害者、被害者、暗黙の支持者の生まれる原因とその状況が理解できる資料を基にして研修と保護者啓発の取り組みを行う。
- いじめの被害があった場合は、被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図る。
- 必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応する。

## (4) いじめの解消

○継続的に状況確認を行い、いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないようにする。いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめの行為が少なくとも3か月間止んでいるかどうかを、学校の教職員様々な視点から状況を注視し、判断する。

### (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・(1)の状況が判断できた時点で、いじめを受けた児童、保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。

### (5) 教職員等への研修

- 一人ひとりの児童をより深く見つめるための児童理解研修を一層充実させていく。
- いじめを見抜く感性を高めるため、いじめ防止、対応に向けての研修を実施する。
- 職員会議内での児童理解、いじめ防止、特別支援教育研修など、本校の子どもの実態に応じて、共通理解し、日々の指導の改善につなげる。

### (6) 「今井っ子育成懇話会」の利用

- 学校が抱える課題等を共有し、連携、共同してその改善に取り組む。  
6月には年度当初の学校のいじめ防止対応について説明して意見を伺い、今年度の活動に生かす。2月には取り組み状況を報告して意見をいただき、次年度の改善に生かす。

### (7) 取組の年間計画

- いじめ防止に向けた年間計画を次のように行う。

4月	いじめ防止対策委員会設置 いじめ防止基本方針の確認と研修
5月	学校説明会
6月	いじめ防止研修実施 今井っ子育成懇話会にて取り組み方針の説明
7月	YPアセスメントにより実態把握 職員会議にていじめに関する報告 生活（いじめ）アンケート実施
8月	よこはま子ども会議
9月	よこはま子ども会議を受けて
10月	児童会によるあいさつ運動の実施
11月	YPアセスメントにより実態把握
12月	人権週間にていじめ防止指導を全校で実施 いじめアンケート実施
1月	児童会によるユニセフ募金の実施
2月	今井っ子育成懇話会にて取り組み状況等の報告 幼保小新1年生情報交換

\*毎月末に、常設のいじめ防止対策委員会を行うこととする。

## 4 重大事態への対処

### ○重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ・いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

### ○発生の報告

重大事態（「疑い」を含む。）が発生した場合は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。基本方針の改定があれば再公表する。